

みんかんだんたい れんけい きょうどう  
民間団体との連携・協働による  
がいこくじん と みん しゃかいさん か そくしん  
外国人都民の社会参加の促進について  
とうしん  
答申

2007 (へいせい 19) ねん がつ  
2007 (平成19)年7月

ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん か い  
地域国際化推進検討委員会

# 目次

I	はじめに	1
II	外国人住民を取り巻く課題と都内の外国人支援団体の状況	3
1	外国人住民を取り巻く課題	3
(1)	コミュニケーション上の課題	3
(2)	生活上の課題	4
(3)	社会参加に関する課題	5
(4)	地域社会の課題	5
2	都内の外国人支援団体の状況	5
(1)	団体数、活動地域、活動内容	5
(2)	行政との連携・協働の事例	6
(3)	外国人支援団体における課題	7
III	外国人住民の社会参加の促進に向けた役割分担	7
1	国の役割	7
2	都の役割	7
3	区市町村の役割	8
4	民間団体の役割	8
IV	外国人住民の社会参加促進のための民間団体との連携・協働に向けた取組の提言	9
1	民間団体との連携・協働の仕組みづくり	9
(1)	外国人支援団体とのネットワークの構築	9
(2)	民間団体の情報の集約・提供	9
2	民間団体に対する支援	10
(1)	民間団体の外国人支援事業に対する支援	10
(2)	外国人との共生に係わる町会・自治会等の活動に対する支援	10
(3)	民間団体と連携した都民への意識啓発の推進	10
3	都と区市町村等の連携	11
V	おわりに	11
	付属資料	
	地域国際化推進検討委員会設置要綱	15
	地域国際化推進検討委員会委員名簿	17
	地域国際化推進検討委員会検討経過	18
	世帯と人口	19
	都内国籍別外国人登録人口	22
	区市町村別主要10か国外国人登録人口	23

# I はじめに

グローバル化が進み、国境を越えた経済活動が活発になる中、海外から多くの外国人が労働・留学・結婚その他さまざまな目的で来日し、日本人とともに生活を営むようになった。今や国内の外国人登録者数は208万人を超え、地域における定住化も進んでいる。また、都内の外国人登録者数も2007（平成19）年には37万人を超え、都民の約3%を占めるに至っている。

在住外国人の増加や定住化が進む中で、国は在住外国人を生活者・地域住民、そして、社会の構成員としてとらえる視点を明確にしている。総務省は昨年3月に「地域における多文化共生推進プラン」（注1）を策定し、内閣官房は同年12月に『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（注2）をとりまとめている。東京都も昨年12月に「10年後の東京～東京が変わる～」（注3）を策定し、10年後の東京の具体的なビジョンとして、「外国人も地域の一員としていきいきと暮らす多文化共生を推進する」ことを掲げている。

外国人も地域の一員としていきいきと暮らすことのできる環境を整えるためには、まず、外国人が自立することが必要となる。その上で、外国人も日本人と同じ地域住民という立場から、地域の活動やボランティア活動などに参加することが求められる。しかしながら、言葉の問題や生活上の問題、地域住民の理解など、外国人住民を取り巻く課題は、数多いのが実情である。

一方、都内には外国人を支援する民間団体も多く、日本語教室や情報提供、相談などのさまざまな支援活動を展開している。今後はこうした民間団体との連携・協働を進めることにより、外国人の自立を支援し、地域社会への参加を促進することについて検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、地域国際化推進検討委員会では、東京都から「民間団体との連携・協働による外国人都民の社会参加の促進について」諮問を受け、今日まで4回の委員会を開催し、検討を行った。

委員会では、外国人都民の社会参加を促進するために、国、都、区市町

そん 民間だんたい やくわり めいかく うえ と 民間だんたい れんけい きょうどう  
村、民間団体の役割を明確にした上で、都と民間団体による連携・協働  
かん ぐ たいてき しさく ぎろん ていげん  
に関する具体的な施策について議論し、提言としてまとめた。

ていげん けいき ぎょうせい 民間だんたい れんけい きょうりやく がいこくじん と じん  
この提言を契機として、行政と民間団体が連携・協力し、外国人都民  
じりつ しえん しゃかいさん か そくしん とりくみ いちじょ きたい  
の自立支援や社会参加の促進への取組の一助となることを期待したい。

### ちゅう ちいき たぶん か きょうせい すいしん ぶらん そうむしやう (注1) 地域における多文化共生推進プラン (総務省)

と どう ふけん しく ちやうそん たぶん か きょうせい しさく すいしん かん ししん けい  
都道府県や市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計  
かく さくてい し へいせい ねん がつ さくてい が い  
画の策定に資するため、2006 (平成18) 年3月に策定されたガイ  
どらいん  
ドライン。

### ちゅう せいかつしゃ がいこくじん かん そうごうてきたいおうさく ないかくかんぼう (注2) 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (内閣官房)

にほん はたら せいかつ がいこくじん にほんじん どうよう こうきやう さーびす  
日本で働き、生活する外国人について、日本人と同様の公共サービスを  
きやうじゆ せいかつ かんきやう せいび  
享受し、生活できるような環境を整備するため、2006 (平成18)  
ねん がつ と そうごうてきたいおうさく  
年12月に取りまとめられた総合的対応策。

### ちゅう ねんご どうきやう どうきやう か どうきやうと (注3) 10年後の東京～東京が変わる (東京都)

どうきやう きんみらい む とし いんふら せいび かんきやう あんぜん ぶん  
東京が近未来に向け、都市インフラの整備だけでなく、環境、安全、文  
か かんこう さんぎやう ぶんや たか れべる せいちやう と  
化、観光、産業などさまざまな分野で、より高いレベルの成長を遂げ  
すがた えが だ とし せんりやく へいせい ねん がつ さくてい  
ていく姿を描き出した都市戦略。2006 (平成18) 年12月策定。

## II 外国人を巻き取る課題と都内の外国人支援団体の状況

### 1 外国人を巻き取る課題

現在、都内には、170以上の国・地域の外国人が各地域に居住している。都の総務局の統計によれば、都内の外国人登録者数は2002（平成14）年から2007（平成19）年の5年間で約4万人増加し、2007（平成19）年1月1日現在、37万1千人を超え、過去最高となった。こうした外国人を国籍別の割合で見ると、中国（34%）、韓国・朝鮮（30%）、フィリピン（8%）、米国（5%）、インド（2%）の順となっている（巻末資料参照）。

一方、法務省入国管理局の「在留外国人統計」から都内の外国人登録者の在留資格別の状況を見ると、2004（平成16）年末には「一般永住者」が「特別永住者」を上回り、現在、最も高い割合（17%）となっている。また、2005（平成17）年末には、在留活動に制限のない「一般永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者の配偶者等」が全体の5割近くを占めており、外国人の定住化の高まりがうかがえる。

しかしながら、外国人は言葉の問題や生活上の問題などを抱えており、自立した生活を営む上においての課題は多い。その一方で、都内には、すでに自立して生活している外国人も増えており、少数ではあるが、地域の活動に参加している外国人もいる。

このような背景を踏まえて、今後は外国人も地域の構成員として、地域社会に積極的に受け入れていくことが求められている。

#### (1) コミュニケーション上の課題

言葉や生活習慣の異なる外国人は、地域住民とのコミュニケーションがとりづらいため、地域社会において、誤解や摩擦が生じることがある。

また、行政からの情報をはじめとして、外国人が必要とする情報などが伝わりにくいという問題もある。特に、日本語も英語も話さない人々にとっては、日常生活のさまざまな場面において、コミュニケーション上の課題は深刻である。

この課題を解決するためには、情報提供の多言語化や日本語教育を推進していくことが必要である。ただし、都内には多様なタイプの外国人が住んでいることから、国籍や在日年数、在留資格、年齢、性別などの実態にきめ細かく対応しながら取り組んでいくことが求められる。

## (2) 生活上の課題

都内に定住する外国人は言葉の問題だけでなく、日常生活においてもさまざまな課題を抱えている。そうした生活上の課題に対応するためには、行政等がさまざまな情報提供を行う必要がある。

このうち、直接、生命に係わり、最優先の課題としては、地震などの自然災害への対応がある。世界の中には、ほとんど地震が発生しない国や地域もあり、来日して初めて地震を経験する外国人も多い。地震に関する知識がない外国人に対しては、生命を守るために最低限必要となる防災情報を提供し、日頃からの備えについての意識を持ってもらうことが必要である。

病気や事故などへの対応も直接、生命に係わる課題である。特に、在日年数の少ない外国人の場合には、外国語での診療が可能な医療施設や薬局の情報、医療通訳の情報などを提供することが望まれる。

また、外国人の定住化の進展により、外国人児童生徒に対する教育や義務教育を修了した外国人生徒が進学するための学習支援に対するニーズも高まっているため、それらに対する情報提供が必要となっている。

外国人が自立した生活を営むためには、住居を確保し、仕事に就くことが前提となるが、希望に沿う住居や仕事に関する情報が得にくいという問題もある。都内には多くの大学や専門学校があり、卒業後に日本での就職を希望する留学生も多い。そのため、住居や就業に対する情報提供も必要である。

これらの情報提供は、すでに行われているものもあるが、今後は、外国人にわかりやすく、入手しやすい方法で提供されることが求められる。

なお、近年は、外国人が自ら起業するケースも出てきているが、起業をする上で必要な知識や情報が不足していることも指摘されている。

### (3) 社会参加に関する課題

外国人が地域社会の構成員としての役割を果たし、地域活動などへ参加していくためには、自立し、安定した生活を営むことが必要である。生活基盤が安定することにより、外国人も地域の一員として、身近な町会や自治会、商店会、PTA、ボランティア団体などの地域の活動に参加することができる。

外国人の地域社会への参加を促進するためには、行政の支援に加えて、外国人支援団体なども地域の活動をサポートしていくことが求められる。

### (4) 地域社会の課題

外国人を取り巻く課題には、外国人が抱える課題だけでなく、地域社会の側の課題もある。

地域社会では、言葉の問題や生活習慣などの違いはあっても、共に同じ地域に住む住民として、相互理解を深めていくことが求められる。そのためには、地域に身近な行政などを中心として、地域住民に対する意識啓発を推進していく必要がある。

## 2 都内の外国人支援団体の状況

### (1) 団体数、活動地域、活動内容

外国人都民を取り巻く課題は多いが、その一方で都内には外国人を支援する活動を行っている民間団体も多い。現在、東京都国際交流委員会のホームページには区市の国際交流協会も含めて238団体の情報がデータベースとして掲載されている。この238団体を所在地別に見ると、区内に所在する団体が166団体、市内に所在する団体が72団体となっている。

複数回答ではあるが、これらの団体の活動内容について見ると、日本語教室・学習支援を行っている団体が174団体と最も多く、次いでセミナー・イベント・講習会・交流会開催を行っている団体が127団体となっている。

また、外国人に対する相談を行っている団体は125団体であり、以下、情報提供を行っている団体が99団体、留学生・就学生支援を行っている団体が59団体、通訳手配を行っている団体が38団体、災害時の支

援を行っている団体が24団体、人身保護活動を行っている団体が10団体となっている。

このように都内には、地域での活動を中心として、外国人の支援活動を行う民間団体が多数存在する。そこで今後、外国人都民の社会参加を促進して行くためには、これらの外国人支援団体といかに連携・協働しながら、外国人都民の自立や社会参加を図っていくかが重要な課題である。

## (2) 行政との連携・協働の事例

外国人支援団体の行政との連携・協働には様々なものがある。東京都と連携・協働して行われている取組のうち、代表的な事例には以下のものがある。

### ① 国際交流・協力TOKYO連絡会

NGOとの意見交換・情報交換を行いながらパートナーシップを形成し、国際交流・協力、地域国際化推進を図るため、平成11年度に国際交流・協力TOKYO連絡会を設置した。

全体会議や臨時部会を開催するとともに、連携事業の共同実施等を通じて相互の連携・協力体制強化に努めている。

### ② 東京都在住外国人向けメディア連絡会

平成16年度から、東京都とエスニックメディア側の共同代表・事務局による東京都在住外国人向けメディア連絡会を設置し、年に数回、連絡会を開催・運営している。

現在、13言語・40団体のメディアが加盟しており、会議や施設の視察などを通じて、都や区市町村、入国管理局などから、外国人に必要な情報を提供している。各エスニックメディアはこれらの行政情報を外国人に対して母国語で発信している。

### ③ 外国人支援のための防災訓練

東京都では、毎年、災害時に被災した外国人を支援するための防災訓練を実施している。訓練内容の検討や参加者の呼びかけ、当日の運営などについては、区市町村や民間団体などと連携しながら行っている。訓練には、外国人の他にも、防災（語学）ボランティアや区市町村などの外国語



ボランティアが参加している。

### (3) 外国人支援団体における課題

外国人支援団体は、外国人の日常生活の安定・向上を図る上で重要な役割を果たしている。しかし、外国人の中には身近にどのような支援団体があり、どういった活動を行っているかという情報が必ずしも伝わっていない場合もある。そのため、実際に支援が必要な外国人に対して、支援団体の存在や活動内容等を周知していく必要がある。

外国人支援団体の側にも課題がある。具体的には、組織を運営し、事業を展開していく上において必要となる活動資金の調達や人材・活動場所の確保が困難であることや外国人に対するPRが不足しているなどの課題を抱えている。

したがって、これらの課題の解決に向けて、東京都は区市町村と連携し、広域的な立場から外国人支援団体と連携・協働を進めていくことが必要となる。

## Ⅲ 外国人都民の社会参加の促進に向けた役割分担

外国人都民の社会参加を促進するにあたっては、国、都、区市町村、民間団体が連携しながら、それぞれの役割を果たすことが求められる。そのためには、まず、国、都、区市町村、民間団体の役割分担を明確にする必要がある。

### 1 国の役割

国の役割としては、外国人の受け入れに関する基本方針を策定することが望まれる。その方針においては、社会保障制度の見直しや外国人住民への日本語教育、外国人児童生徒教育について、その位置づけを明確にし、基本的な方向性を定める必要がある。あわせて、外国人の就労環境の改善などについても取り組んでいくことが望まれる。

### 2 都の役割

東京は世界各国から国際的な経済・文化活動を行う人々が集まる都市であり、多くの外国人が各地域において活躍している。都の役割としては、

このような外国人の<sup>がいこくじん と じん</sup>実態や<sup>じつたい</sup>多様性<sup>たようせい</sup>に<sup>はいりよ</sup>配慮しながら、<sup>こういきでき</sup>広域的な<sup>たちば</sup>立場から外国人の<sup>がいこくじん</sup>自立や<sup>じりつ</sup>社会参加<sup>しゃかいさんか</sup>の<sup>そくしん</sup>促進<sup>はか</sup>を図<sup>しよくいん</sup>って<sup>たい</sup>いくこと<sup>けいほう</sup>や、<sup>おこな</sup>職員<sup>もと</sup>に対する<sup>おこな</sup>啓発<sup>もと</sup>はもとより、<sup>ひろ</sup>広く<sup>と</sup>都民<sup>たい</sup>に対する<sup>い</sup>意識<sup>しきけい</sup>啓発<sup>はつ</sup>を行う<sup>おこな</sup>ことが<sup>もと</sup>求められる。

多くの<sup>おお</sup>外国人<sup>がいこくじん</sup>が<sup>く</sup>暮らしている<sup>と</sup>都内<sup>ない</sup>には、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>しえん</sup>を<sup>かつどう</sup>支援<sup>おこな</sup>する<sup>おこな</sup>活動<sup>おこな</sup>を行<sup>おこな</sup>って<sup>おこな</sup>いる<sup>おこな</sup>民間<sup>おこな</sup>団体<sup>おこな</sup>も多い。<sup>こういきでき</sup>そのため、<sup>がいこくじん</sup>広域的<sup>しえん</sup>に<sup>かつどう</sup>外国人<sup>おこな</sup>支援<sup>おこな</sup>活動<sup>おこな</sup>を行<sup>おこな</sup>う<sup>おこな</sup>民間<sup>おこな</sup>団体<sup>おこな</sup>との<sup>れんけい</sup>連携<sup>おこな</sup>・<sup>おこな</sup>協働<sup>おこな</sup>について<sup>おこな</sup>検討<sup>おこな</sup>することも<sup>おこな</sup>都<sup>おこな</sup>に対して<sup>おこな</sup>求め<sup>おこな</sup>られる<sup>おこな</sup>役割<sup>おこな</sup>である。<sup>おこな</sup>このような<sup>おこな</sup>民間<sup>おこな</sup>団体<sup>おこな</sup>が<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>う<sup>おこな</sup>事業<sup>おこな</sup>に<sup>おこな</sup>関して<sup>おこな</sup>は、<sup>おこな</sup>都<sup>おこな</sup>が<sup>おこな</sup>支援<sup>おこな</sup>する<sup>おこな</sup>必要性<sup>おこな</sup>が生<sup>おこな</sup>じて<sup>おこな</sup>いる。

それとともに、<sup>と</sup>都庁<sup>と</sup>内<sup>と</sup>各局<sup>と</sup>や<sup>と</sup>区市<sup>と</sup>町村<sup>と</sup>との<sup>れんけい</sup>連携<sup>おこな</sup>により、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>かか</sup>が<sup>か</sup>抱え<sup>か</sup>る<sup>か</sup>課題<sup>か</sup>の<sup>か</sup>把握<sup>か</sup>に<sup>か</sup>努<sup>か</sup>め、<sup>く</sup>区市<sup>く</sup>町村<sup>く</sup>など<sup>く</sup>による<sup>く</sup>先進<sup>く</sup>的<sup>く</sup>な<sup>く</sup>モデル<sup>く</sup>事業<sup>く</sup>の<sup>く</sup>事例<sup>く</sup>を<sup>く</sup>他<sup>く</sup>の<sup>く</sup>区市<sup>く</sup>町村<sup>く</sup>に<sup>く</sup>紹<sup>く</sup>介<sup>く</sup>する<sup>く</sup>ほか、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>たい</sup>に対する<sup>こう</sup>効果<sup>こう</sup>的<sup>こう</sup>な<sup>こう</sup>情報<sup>こう</sup>提供<sup>こう</sup>の<sup>こう</sup>方法<sup>こう</sup>についても<sup>けんとう</sup>検討<sup>ひつよう</sup>する<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>がある。

さらに、<sup>に</sup>日本人<sup>に</sup>、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>と</sup>を<sup>と</sup>問<sup>と</sup>わず<sup>と</sup>多<sup>と</sup>様<sup>と</sup>な<sup>と</sup>都民<sup>と</sup>が<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>しえん</sup>を<sup>しえん</sup>支援<sup>しえん</sup>する<sup>しえん</sup>ための<sup>しえん</sup>活動<sup>しえん</sup>に<sup>しえん</sup>必要<sup>しえん</sup>な<sup>しえん</sup>ノウ<sup>しえん</sup>ハウ<sup>しえん</sup>や<sup>しえん</sup>情報<sup>しえん</sup>を<sup>しえん</sup>提供<sup>しえん</sup>することも<sup>しえん</sup>期待<sup>しえん</sup>される。

### 3 区市町村の役割

区市町村の<sup>く</sup>役割<sup>く</sup>としては、<sup>に</sup>日本人<sup>に</sup>住<sup>に</sup>民<sup>に</sup>と<sup>に</sup>外国人<sup>に</sup>住<sup>に</sup>民<sup>に</sup>が<sup>とも</sup>共<sup>とも</sup>に<sup>い</sup>生<sup>い</sup>きる<sup>ち</sup>地域<sup>い</sup>づくり<sup>ち</sup>を<sup>い</sup>推<sup>ち</sup>進<sup>い</sup>すること<sup>い</sup>や、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>ち</sup>と<sup>ち</sup>地<sup>ち</sup>域<sup>ち</sup>住<sup>ち</sup>民<sup>ち</sup>、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>しえん</sup>支<sup>しえん</sup>援<sup>しえん</sup>団<sup>しえん</sup>体<sup>しえん</sup>が<sup>つど</sup>集<sup>かつ</sup>う<sup>かつ</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>かつ</sup>拠<sup>き</sup>点<sup>き</sup>づ<sup>き</sup>くり<sup>き</sup>の<sup>き</sup>整<sup>せい</sup>備<sup>けん</sup>の<sup>けん</sup>検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>が<sup>もと</sup>求<sup>もと</sup>められる。

情報<sup>じょうほう</sup>提供<sup>ていきょう</sup>については、<sup>に</sup>日<sup>に</sup>常<sup>じょう</sup>生<sup>じょう</sup>活<sup>じょう</sup>で<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>となる<sup>じょうほう</sup>情報<sup>く</sup>を<sup>く</sup>区<sup>く</sup>市<sup>し</sup>町<sup>ち</sup>村<sup>そん</sup>の<sup>こう</sup>広<sup>こう</sup>報<sup>ほう</sup>紙<sup>し</sup>や<sup>し</sup>ホ<sup>ち</sup>ーム<sup>ち</sup>ペ<sup>ち</sup>ー<sup>ち</sup>ジ<sup>ち</sup>など<sup>ち</sup>により、<sup>た</sup>多<sup>た</sup>言<sup>げん</sup>語<sup>ご</sup>で<sup>かん</sup>簡<sup>かん</sup>単<sup>たん</sup>に<sup>み</sup>見<sup>み</sup>つ<sup>み</sup>け<sup>み</sup>ら<sup>み</sup>れる<sup>ち</sup>よう<sup>ち</sup>に、<sup>ち</sup>逐<sup>ち</sup>次<sup>じ</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>き</sup>す<sup>き</sup>ると<sup>き</sup>とも<sup>き</sup>に、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>じょうほう</sup>の<sup>に</sup>情<sup>に</sup>報<sup>じょう</sup>の<sup>に</sup>入<sup>に</sup>手<sup>じょう</sup>経<sup>じょう</sup>路<sup>じょう</sup>にも<sup>ちやく</sup>着<sup>ちやく</sup>目<sup>もく</sup>し、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>とう</sup>登<sup>とう</sup>録<sup>ろく</sup>窓<sup>まど</sup>口<sup>ぐち</sup>など、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>じょうほう</sup>が<sup>に</sup>情<sup>に</sup>報<sup>じょう</sup>を<sup>に</sup>入<sup>に</sup>手<sup>じょう</sup>し<sup>じょう</sup>や<sup>し</sup>す<sup>し</sup>い<sup>し</sup>場<sup>ば</sup>所<sup>しよ</sup>において<sup>じょうほう</sup>情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>き</sup>を<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>う<sup>おこな</sup>ことが<sup>こう</sup>効<sup>こう</sup>果<sup>か</sup>的<sup>てき</sup>である。

外国人<sup>がいこくじん</sup>の<sup>てい</sup>定<sup>じょう</sup>住<sup>じゅう</sup>化<sup>か</sup>が<sup>すす</sup>進<sup>すす</sup>む<sup>なか</sup>中<sup>なか</sup>、<sup>しゃ</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>に<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>な<sup>に</sup>日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>語<sup>ご</sup>の<sup>しゅう</sup>習<sup>じゅう</sup>得<sup>とく</sup>の<sup>みん</sup>ため<sup>みん</sup>に、<sup>かん</sup>民<sup>かん</sup>間<sup>かん</sup>団<sup>たん</sup>体<sup>たい</sup>との<sup>れんけい</sup>連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>により、<sup>よ</sup>読<sup>よ</sup>み<sup>か</sup>書<sup>か</sup>き<sup>ふく</sup>を<sup>に</sup>含<sup>に</sup>め<sup>ほん</sup>た<sup>ご</sup>日<sup>ご</sup>本<sup>ほん</sup>語<sup>ご</sup>学<sup>がく</sup>習<sup>じゅう</sup>機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>の<sup>ていきょう</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>き</sup>を<sup>すい</sup>推<sup>すい</sup>進<sup>しん</sup>して<sup>のぞ</sup>いく<sup>のぞ</sup>こと<sup>のぞ</sup>も<sup>のぞ</sup>望<sup>のぞ</sup>まれる。

### 4 民間団体の役割

民間<sup>みんかん</sup>団<sup>たん</sup>体<sup>たい</sup>の<sup>やく</sup>役<sup>やく</sup>割<sup>わり</sup>としては、<sup>せん</sup>専<sup>せん</sup>門<sup>もん</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>の</sup>能<sup>の</sup>力<sup>りよく</sup>を<sup>い</sup>生<sup>い</sup>か<sup>い</sup>して、<sup>がいこくじん</sup>外国人<sup>たい</sup>に<sup>じつ</sup>対<sup>じつ</sup>する<sup>じつ</sup>実<sup>じつ</sup>践<sup>じつ</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>しえん</sup>支<sup>しえん</sup>援<sup>おこな</sup>を<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>う<sup>おこな</sup>こと<sup>おこな</sup>と<sup>おこな</sup>とも<sup>おこな</sup>に、<sup>ち</sup>地<sup>ち</sup>域<sup>ち</sup>の<sup>ち</sup>住<sup>ち</sup>民<sup>ち</sup>と<sup>れんけい</sup>連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>し<sup>がいこくじん</sup>ながら、<sup>しゃ</sup>外<sup>しゃ</sup>国<sup>かい</sup>人<sup>じん</sup>の<sup>しゃ</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>参<sup>さん</sup>加<sup>か</sup>

か すす のぞ  
加を進めていくことが望まれる。

かつどう おこな うえ と く しちょうそん ぎょうせい れんけい きょうどう  
活動を行う上においては、都や区市町村などの行政との連携・協働を  
すす むんかんだんたいかん れんけい ほか のぞ  
進めるとともに、民間団体間においても連携を図っていくことが望ましい。  
さらに、こんご みんかん きぎょう れんけい きょうどう しや い もと  
さらに、今後は民間企業との連携・協働も視野に入れることも求められ  
る。

また、すでにじりつ がいこくじん ちいきかつどう さんかそくしん  
自立している外国人の地域活動などへの参加促進について、  
ぎょうせい れんけい けんとう みんかんだんたい やくわり  
行政などと連携して検討していくことも民間団体の役割のひとつである。

なお、がいこくじん ちいきしゃかい すむーず ていちゃく に  
外国人が地域社会でスムーズに定着することができるように、日  
ほんごきょうしつ ば かつよう にほんくうえ ひつよう にほんしゃ  
本語教室などの場を活用して、日本で暮らす上において必要となる日本社  
かい しゅうかん まな一 きほんてき ちしき がいこくじん たい ていきょう  
会の習慣やマナーなどの基本的な知識を外国人に対して提供することも  
もと  
求められる。

## IV がいこくじん と みん しゃかいさんか そくしん みんかんだんたい れんけい きょうどう 外国人 都民の社会参加促進のための民間団体との連携・協働 む とりくみ ていげん に向けた取組の提言

### 1 みんかんだんたい れんけい きょうどう しく 民間団体との連携・協働の仕組みづくり

#### (1) がいこくじん しえんだんたい ねつとわーく こうちく 外国人支援団体とのネットワークの構築

と がいこくじん と みん じりつ しゃかいさんか そくしん と く とない かつ  
都が外国人都民の自立や社会参加の促進に取り組むためには、都内で活  
どう がいこくじん しえんだんたい れんけい ほか じゅうよう さい  
動する外国人支援団体との連携を図っていくことが重要である。その際  
には、と しさく がいこくじん しえんだんたい りかい え と だんたい  
都の施策について外国人支援団体の理解を得るとともに、都も団体  
かつどうないよう だんたい かか かだい はあく ひつよう  
の活動内容や団体が抱える課題などを把握する必要がある。

こうした取組を円滑に進めるには、と がいこくじん しえんだんたい れんらくかい もう  
こうした取組を円滑に進めるには、都と外国人支援団体との連絡会を設  
け、そうご じょうほうこうかん おこな れんらくかい こうせいだんたい つう かくだんたい  
相互に情報交換を行うとともに、連絡会の構成団体を通じて、各団体  
ひごろ しえんかつどう なか せつ がいこくじん たい ぎょうせいじょうほう せいかつじょうほう  
が日頃の支援活動の中で接する外国人に対して、行政情報や生活情報を  
つた こうかてき  
伝えていくことも効果的である。

また、とうきょう と こくさいこうりゅう いいんかい がいこくじん しえんだんたい で ーたべーす かつ  
東京都国際交流委員会の外国人支援団体データベースなどを活  
よう と く しちょうそん がいこくじん しえんだんたい きょうどう じぎょう すす  
用し、都や区市町村などと外国人支援団体との協働事業を進めていくこ  
とも きたい  
も期待される。

#### (2) みんかんだんたい じょうほう しゅうやく ていきょう 民間団体の情報の集約・提供

とうきょう と こくさいこうりゅう いいんかい がいこくじん せいかつ やくだ じょうほう しえんだんたい  
東京都国際交流委員会では、外国人の生活に役立つ情報や、支援団体の

情報、各団体が行うさまざまなイベント情報などをホームページに掲載しており、年間約70万件以上のアクセスがある。

今後は、東京都のホームページからも外国人が求める情報に容易にアクセスできるようにするとともに、「外国人のための生活ガイド（リビング・インフォメーション）」に、外国人向けの就職情報や住宅情報などを掲載している民間団体の情報をリンクすることも有効であろう。

## 2 民間団体に対する支援

### (1) 民間団体の外国人支援事業に対する支援

都は、民間団体が行う広域的な外国人支援事業に対して支援を行うことにより、民間団体との連携・協働を進めていく必要がある。例えば、民間団体の外国人支援事業のうち、区市町村の枠を越えた子どもの教育支援や日本語教室、人材育成などの事業に対する支援が必要である。また、生活上必要な情報提供や災害支援などのように、都の役割を補完する機能を持つ先進的な取組に対しても、都が支援することが望ましい。

### (2) 外国人との共生に係わる町会・自治会等の活動に対する支援

外国人都民の社会参加の促進を図るためには、身近な地域の町会・自治会等の活動に外国人が参加することも効果的である。例えば、町会・自治会等が実施する地域の防災訓練などのイベントに外国人も積極的に参加することが望まれる。

このような町会・自治会等が行う外国人住民を交えた先進的な活動については、東京都が平成19年度から行っている地域力向上策「地域の底力再生事業助成」制度を活用し、町会・自治会等がNPO等他団体や外国人住民との連携・協働を視野に入れた取組も考えられる。

### (3) 民間団体と連携した都民への意識啓発の推進

外国人都民が地域社会への参加を果たしていくには、地域住民の外国人との共生に関する理解が不可欠である。都は、広域的自治体の立場から、都民に向けて意識啓発を行っていくことが望まれる。その際には、民間団体と連携・協力しながら、都民に対する意識啓発を推進するイベントを開催することも期待される。

また、外国人支援団体やNPO法人などの設立を希望する都民に対しては、既存の民間団体とのネットワークを活用し、必要な情報の提供などを行うことも必要である。

### 3 都と区市町村等の連携

現在、開催している東京都と区市町村の国際交流推進連絡会を活用し、都や区市町村の施策や事業、課題などについて情報交換・意見交換を行うことで、情報共有化を図りながら、連携・協力を進めていくことが求められる。

また、都が作成している外国人向けの防災リーフレットなどについては、都内の入国管理局や各区市町村の外国人登録窓口を活用して配布することが効果的である。入国管理局や外国人登録窓口は、在住外国人が定期的に訪れる場所であり、外国人に対して最低限知っておいてほしい防災情報などを確実に提供することが期待できる。

それとともに、外国人に対してどのようなサービスがあるか、外国人にとって必要な情報はどこで得られるかなどの情報等を記載したチラシを区市町村や民間団体とともに作成し、これらの窓口には配置することについて検討することも必要となる。

なお、都には、区市町村との連携だけでなく、庁内各局との連携を図っていくことも求められる。現在も各局との連絡会などを通じて情報交換や意見交換を行っているが、今後は多様化する外国人に対する課題への対応や外国人の自立と社会参加の促進に向けて、各局が抱えている課題の把握に努めるとともに、時宜に即した外国人施策について検討することも必要である。

## V おわりに

本答申では、ここまで、定住化が進む外国人都民の課題に対応するとともに、地域活動への参加を促すための支援策や仕組みづくりなどについて提言してきた。東京はさまざまな国籍の人々が暮らし、活動する国際都市である。外国人都民が地域で活躍できることは、東京の活性化に大きく

寄与し、都民生活の安心・安全や豊かな文化交流に資するものであり、提言の主旨を踏まえた対応が求められる。

加えて、今後、外国人都民の社会参加をさらに促進するため、将来的な取組として、以下のことを期待したい。

まず、外国人も地域の一員としていきいきと暮らすことができる環境を整備するために必要となる都としての基本的な方向性を示すことが期待される。

外国人に向けた情報提供では、直接生命に係わる防災情報を中心として多言語化を進めるとともに、外国人にも理解しやすく、やさしい日本語を使用して情報提供を行うことが望ましい。漢字やカタカナにルビを振ることも必要である。

また、多言語化については、都内の外国人の居住実態に合わせて、英語、中国語、韓国・朝鮮語で行うことが望まれる。なお、その他の言語については、民間団体と連携を図りながら、必要に応じて対応していくことが望ましい。

一方、外国人に対する情報発信の方法については、今後もさらなる検討が必要である。例えば、多くの外国人は携帯電話を所有していることから、外国人に伝えたい情報については、携帯電話を活用するなど、効果的な情報発信の方法について検討を進めていくことが求められる。

さらに、広域的に活動する民間団体の外国人支援のための活動拠点については、区市町村だけでなく、都も拠点づくりについての検討を行うことが必要である。

民間団体との連携についても、外国人支援データベースの活用とともに、平成20年度に構築が予定されているNPO法人情報管理・提供システムが稼動した際には、その情報も利用しながら連携を図ることが効果的である。

なお、今後、東京に住む外国人に関するきめ細やかなデータに基づき、外国人都民に係る施策に反映させていくことも望まれる。

付 属 資 料





# ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん か い せ っ ち よ う こ う 地 域 国 際 化 推 進 検 討 委 員 会 設 置 要 綱

平成 13 年 6 月 15 日  
13 生文振国第 147 号  
生活文化局長決定  
改正 平成 18 年 3 月 31 日  
17 生文振事第 603 号  
改正 平成 19 年 3 月 30 日  
18 生都管法第 1714 号

## せ っ ち も く て き (設置目的)

第 1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、地域国際化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## け ん と う じ こ う (検討事項)

第 2 委員会は、生活文化スポーツ局長の諮問に応じて、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、同局長に助言する。

## こ う せい (構成)

第 3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO 等から、生活文化スポーツ局長が依頼する 14 人以内の委員で構成する。

## い い ん に ん き (委員任期)

第 4 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

## い い ん ち ょ う お よ ぶ く い い ん ち ょ う (委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## し ょ う し ゅ う (召集)

第 6 委員会は、委員長が招集する。

## こ う かい と う (公開等)

第 7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化スポーツ局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化スポーツ局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ちいきこくさいかすいしんけんとういんかいいいんめいほ  
 地域国際化推進検討委員会委員名簿

ごじゅうおんじゆん けいしやうりやく  
 (五十音順、敬称略)

	し 氏 めい 名	せいべつ 性別	しゅっしんち 出身地	げん 現 しよく 職
1	かじむら かつとし 梶村 勝利	おとこ 男	にほん 日本	とうきやうにほんごぼらんていあねつとわーく だいひやう 東京日本語ボランティア・ネットワーク 代表
2	きむ くんひ 金 根熙	おとこ 男	だいかんみんこく 大韓民国	かぶしきがいしやかんこくひろば だいひやうとりしまりやくしやちやう 株式会社韓国広場 代表取締役社長
3	たん まうらに 丹 マウラニ	おんな 女	いんどねしあ インドネシア	とくていひえいりかつどうほうじん ざいにちがいこくじんじやうほう せん たーりじ 特定非営利活動法人 在日外国人情報センター 理事
4	ちやうどり もーみんうっでいん 千代鳥 モーミンウッデイン	おとこ 男	ばんぐらでいっしゅ バングラデッシュ	かぶしきがいしやちやうどり そふとうえあ さーびす だいひやうとりしまりやく しやちやう 株式会社フォトリ ソフトウェア サービス 代表取締役 社長 とくていひえいりかつどうほうじん しみん かいちやう 特定非営利活動法人 ちきゅう市民クラブ 会長
5	なかにし ひさえ 中西 久恵	おんな 女	にほん 日本	せかい こ ども て がつせい かい じ むきよくちやう CCS世界の子どもと手をつなぐ学生の会 事務局 長
6	なかもつ びんきー 中松 ピンキー	おんな 女	ふいりびん フィリピン	ねりまく えいごがくしゅうしどういん 練馬区 英語学習指導員
7	なかむら ひろかず 中村 浩一	おとこ 男	にほん 日本	あだちく くみんぶ くみんか たぶんかきやうせいたんとうかりちやう 足立区 区民部 区民課 多文化共生担当係長
8	やなぎだ ふみこ 柳田 富美子	おんな 女	にほん 日本	ざいだんほうじんしんじゅくぶんか こくさいこうりゅうざいだん たぶんかきやうせいかちやう 財団法人新宿文化・国際交流財団多文化共生課長
9	やまわき けいぞう 山脇 啓造	おとこ 男	にほん 日本	めいじだいがく きやうじゅ 明治大学 教授
10	わん ふうちん 王 慧瑾	おんな 女	ちゆうごく 中国	とくていひえいりかつどうほうじん たぶんかきやうせい せん たーとうきやう だいひやう 特定非営利活動法人 多文化共生センター東京 代表

ち い き こ く さ い か す い し ん け ん と う い い ん か い      け ん と う け い か  
**地域国際化推進検討委員会      検討経過**

(平成19年1月～平成19年7月)

かい 回	ねん がつ び 年 月 日	ぎ だい 議 題
だい かい 第1回	へいせい ねん がつ にち 平成19年1月31日	しもん いけんこうかん 諮問、意見交換
だい かい 第2回	へいせい ねん がつ にち 平成19年3月22日	とうしんこっし 答申骨子
だい かい 第3回	へいせい ねん がつ にち 平成19年5月31日	とうしんそあん 答申素案
だい かい 第4回	へいせい ねん がつ にち 平成19年7月17日	とうしん 民間団体との連携・協働による 答申「民間団体との連携・協働による がいくじんとみん しゃかいさんか そくしん 外国人都民の社会参加の促進について」

# 世帯と人口

平成19年1月1日現在

ち地	いき域	じんこう 人口総数 (A+B)	じゅう 住民基本台帳			がいこくじん 外国人登録人口 (B)	がいこくじん 外国人比率 (%)	ぜんげつじんこう 前月人口 総数との ぞうげん 増減	
			せ 世帯数	じん 人口					
				そう 総数(A)	おとこ 男				おんな 女
そう 総	数	12 710 634	6 029 100	12 339 259	6 130 991	6 208 268	371 375	2.9%	1 088
く 区	ぶ 部	8 626 582	4 242 089	8 318 841	4 119 035	4 199 806	307 741	3.6%	638
し 市	ぶ 部	3 994 384	1 748 077	3 931 755	1 967 128	1 964 627	62 629	1.6%	424
ぐん 郡	ぶ 部	60 350	23 653	59 585	30 050	29 535	765	1.3%	71
とう 島	ぶ 部	29 318	15 281	29 078	14 778	14 300	240	0.8%	△ 45
く 区	ぶ 部	8 626 582	4 242 089	8 318 841	4 119 035	4 199 806	307 741	3.6%	638
ち 千代田	く 区	47 399	24 254	44 954	21 900	23 054	2 445	5.2%	9
ちゅう 中央	く 区	106 404	58 368	102 431	48 781	53 650	3 973	3.7%	186
みなと 港	く 区	206 325	105 372	185 610	86 615	98 995	20 715	10.0%	427
しん 新宿	く 区	307 415	162 567	277 078	138 473	138 605	30 337	9.9%	216
ぶん 文京	く 区	190 161	97 277	183 491	88 150	95 341	6 670	3.5%	215
たい 台東	く 区	172 070	86 052	161 577	81 915	79 662	10 493	6.1%	41
すみ 墨田	く 区	238 580	114 987	230 131	115 463	114 668	8 449	3.5%	175
こう 江東	く 区	439 609	204 949	422 993	211 552	211 441	16 616	3.8%	535
しな 品川	く 区	348 598	181 238	337 774	166 398	171 376	10 824	3.1%	286
め 目黒	く 区	259 350	137 590	251 358	118 399	132 959	7 992	3.1%	△ 252
おお 大田	く 区	681 135	331 632	664 660	334 538	330 122	16 475	2.4%	△ 152
せ 世田谷	く 区	835 377	425 295	820 920	393 601	427 319	14 457	1.7%	153
しぶ 渋谷	く 区	208 194	116 587	197 214	93 785	103 429	10 980	5.3%	52
なか 中野	く 区	309 022	171 531	298 229	148 964	149 265	10 793	3.5%	△ 423
すぎ 杉並	く 区	529 913	283 895	519 229	250 759	268 470	10 684	2.0%	△ 40
と 豊島	く 区	255 444	138 799	240 275	120 849	119 426	15 169	5.9%	△ 226
きた 北川	く 区	329 411	162 089	315 404	156 357	159 047	14 007	4.3%	△ 232
あ 荒川	く 区	192 124	87 975	178 399	89 447	88 952	13 725	7.1%	△ 127
いた 板橋	く 区	526 527	256 330	511 160	255 164	255 996	15 367	2.9%	△ 160
ねり 練馬	く 区	691 230	318 925	678 869	337 029	341 840	12 361	1.8%	60
あ 足立	く 区	646 461	285 373	624 914	316 217	308 697	21 547	3.3%	97
かつ 葛飾	く 区	440 661	196 480	428 131	215 436	212 695	12 530	2.8%	△ 256
え 江戸川	く 区	665 172	294 524	644 040	329 243	314 797	21 132	3.2%	54

# 世帯と人口一統

平成19年1月1日現在

ち 地	いき 域	住 民 基 本 台 帳					が い こ く じ ん	が い こ く じ ん	ぜ ん げ つ じ ん こ う
		じ ん こ う そ う す う 数	せ たい 数	じ ん 人	こ う 口	と う ろ く じ ん こ う 登 録 人 口	ひ り つ 率	そ う す う 総 数 と の	
		(A+B)		そ う す う 総 数 ( A )		( B )	( % )	ぞ う 増	げ ん 減
				お と こ 男	お ん な 女				
し 市	ぶ 部	3 994 384	1 748 077	3 931 755	1 967 128	1 964 627	62 629	1.6%	424
はち おう じ 市	八 王 子 市	548 746	232 715	540 671	273 207	267 464	8 075	1.5%	83
たち かわ 市	立 川 市	174 605	78 581	171 325	85 685	85 640	3 280	1.9%	△ 46
む さし の 市	武蔵野市	136 463	69 248	134 074	64 853	69 221	2 389	1.8%	△ 102
み たか 市	三鷹市	175 035	84 468	172 030	85 135	86 895	3 005	1.7%	△ 73
お おめ 市	青梅市	140 372	57 189	138 894	70 181	68 713	1 478	1.1%	△ 35
ふ ちゅう 市	府中市	242 584	109 001	238 385	121 823	116 562	4 199	1.7%	△ 46
あ きし ま 市	昭島市	112 568	47 990	110 368	55 648	54 720	2 200	2.0%	56
ち ゅう ぶ 市	調布市	213 800	102 342	210 095	104 796	105 299	3 705	1.7%	50
ま ち だ 市	町田市	413 176	169 384	408 238	202 224	206 014	4 938	1.2%	554
こ がね い 市	小金井市	112 030	52 063	109 713	54 747	54 966	2 317	2.1%	12
こ だい ら 市	小平市	181 560	79 007	177 532	88 574	88 958	4 028	2.2%	△ 163
ひ の 市	日野市	174 069	76 233	171 695	87 350	84 345	2 374	1.4%	194
ひ が ち ゃ う や ま 市	東村山市	147 411	63 969	145 645	72 223	73 422	1 766	1.2%	33
こ く ぶ ん じ 市	国分寺市	115 941	52 840	114 270	57 146	57 124	1 671	1.4%	△ 2
こ くに たち 市	国立市	73 740	33 626	72 348	35 816	36 532	1 392	1.9%	△ 37
ふ っ さ 市	福生市	61 221	27 327	58 915	29 776	29 139	2 306	3.8%	△ 60
こ ま え 市	こまえ江市	76 895	37 196	76 074	37 736	38 338	821	1.1%	△ 109
ひ が ち ゃ ま と 市	東大和市	81 739	33 325	80 809	40 385	40 424	930	1.1%	130
き よ せ 市	清瀬市	73 528	31 465	72 608	35 391	37 217	920	1.3%	△ 75
ひ が ち ゃ くる め 市	東久留米市	115 996	48 661	114 376	56 853	57 523	1 620	1.4%	△ 41
む さし む ら や ま し 市	武蔵村山市	68 829	26 976	67 886	34 236	33 650	943	1.4%	26
た ま ま 市	多摩市	144 323	62 720	142 267	71 050	71 217	2 056	1.4%	17
い な ぎ 市	稲城市	79 461	32 348	78 461	39 983	38 478	1 000	1.3%	192
は む ら 市	羽村市	57 445	23 255	55 674	28 464	27 210	1 771	3.1%	△ 59
あ き る の 市	あきる野市	80 803	31 056	80 181	40 285	39 896	622	0.8%	28
にし と う き ょ う 市	西東京市	192 044	85 092	189 221	93 561	95 660	2 823	1.5%	△ 103

# 世帯と人口一統一

平成19年1月1日現在

ち地	いき域	じんこう 人口総数 (A+B)	じゅう じん き ほん たい ちよう 住 民 基 本 台 帳			がいこくじん 外国人 登録人口 (B)	がいこくじん 外国人 比率 (%)	ぜんげつじんこう 前月人口 総数との 増減	
			せたい 世帯 数	じん 人 口					
				おとこ 男	おんな 女				
※町村部		89 668	38 934	88 663	44 828	43 835	1 005	1.1%	26
にし西多摩郡		60 350	23 653	59 585	30 050	29 535	765	1.3%	71
みず瑞穂町		34 610	13 167	33 941	17 332	16 609	669	1.9%	75
ひの日の出町		15 922	6 239	15 856	7 879	7 977	66	0.4%	22
ひの檜原村		2 998	1 248	2 988	1 496	1 492	10	0.3%	△ 15
おく奥多摩町		6 820	2 999	6 800	3 343	3 457	20	0.3%	△ 11
とう島部		29 318	15 281	29 078	14 778	14 300	240	0.8%	△ 45
おお大島支序		14 645	7 302	14 593	7 232	7 361	52	0.4%	△ 25
おお大島町		9 045	4 891	9 007	4 450	4 557	38	0.4%	△ 10
り利島村		296	166	294	155	139	2	0.7%	△ 5
にい新島村		3 171	1 375	3 165	1 545	1 620	6	0.2%	△ 4
こう神津島村		2 133	870	2 127	1 082	1 045	6	0.3%	△ 6
み三宅支序		3 203	1 899	3 165	1 683	1 482	38	1.2%	△ 13
み三宅村		2 937	1 749	2 900	1 542	1 358	37	1.3%	△ 10
み御蔵島村		266	150	265	141	124	1	0.4%	△ 3
はち八丈支序		9 063	4 804	8 929	4 522	4 407	134	1.5%	△ 11
はち八丈町		8 870	4 691	8 737	4 405	4 332	133	1.5%	△ 10
あお青ヶ島村		193	113	192	117	75	1	0.5%	△ 1
おがさわら小笠原支序		2 407	1 276	2 391	1 341	1 050	16	0.7%	4
おがさわら小笠原村		2 407	1 276	2 391	1 341	1 050	16	0.7%	4

※町村部は、西多摩郡と島部を含む地域である。

<参考>前月及び前年同月との比較

ち地	いき域	じん こう 人 口			ぜんげつ び かく 前月との比較		ぜんねんどうげつ び かく 前年同月との比較	
		へいせい ねん がつ にち 平成19年1月1日	へいせい ねん がつ にち 平成18年12月1日	へいせい ねん がつ にち 平成18年1月1日	ぞう げん ず 増 減 数	ぞう げんりつ 増(△) 減率	ぞう げん ず 増 減 数	ぞう げんりつ 増(△) 減率
そう総	すう数	12 710 634	12 709 546	12 611 677	1 088	0.01	98 957	0.78
く区	ぶ部	8 626 582	8 625 944	8 549 896	638	0.01	76 686	0.90
し市	ぶ部	3 994 384	3 993 960	3 971 791	424	0.01	22 593	0.57
ぐん郡	ぶ部	60 350	60 279	60 475	71	0.12	△ 125	△0.21
とう島	ぶ部	29 318	29 363	29 515	△ 45	△0.15	△ 197	△0.67

◇◇連絡先 東京都総務局統計部人口統計課 電話 (03) 5321-1111 内線25-512◇◇

都内国籍別外国人登録人口 (平成19年1月1日現在)

国・地域	人口	国・地域	人口	国・地域	人口
<b>総数</b>	<b>371 375</b>				
<b>アジア</b>	<b>307 321</b>				
アフガニスタン	85	リトアニア	62	トーゴ	10
アラブ首長国連邦	9	マルタ	14	チュニジア	109
ミャンマー	3 573	モルドバ	31	ウガンダ	106
バーレーン	3	マケドニア	12	南アフリカ	177
ブータン	17	オランダ	466	エジプト	228
バングラデシュ	3 317	ノルウェー	110	ブルキナファソ	2
ブルネイ	15	ポーランド	259	ザンビア	17
カンボジア	185	ポルトガル	142	ジンバブエ	13
スリランカ	1 407	ルーマニア	617	アンゴラ	2
中国	126 498	ロシア	1 921	ギニアビサウ	3
キプロス	9	スペイン	576		
インド	7 581	スウェーデン	692	<b>北米</b>	<b>22 923</b>
インドネシア	2 599	スイス	466	バルバドス	44
イラン	1 302	トルクメニスタン	8	バハマ	88
イラク	43	タジキスタン	7	ベリーズ	2
イスラエル	457	英国	7 512	カナダ	3 573
ヨルダン	32	ウクライナ	303	コスタリカ	49
韓国・朝鮮	109 824	ウズベキスタン	171	キューバ	83
クウェート	18	アルメニア	16	ドミニカ共和国	76
ラオス	245	アゼルバイジャン	6	ドミニカ国	9
レバノン	33	グルジア	6	エルサルバドル	29
マレーシア	2 370	スロベニア	13	グアテマラ	20
モンゴル	897	スロバキア	53	ハイチ	7
オマーン	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	11	ホンジュラス	51
モルディブ	12	※セルビア・モンテネグロ	38	ジャマイカ	38
ネパール	2 773	<b>アフリカ</b>	<b>2 904</b>	メキシコ	398
パキスタン	1 482	アルジェリア	38	ニカラグア	15
フィリピン	31 365	ブルンジ	4	パナマ	18
カタール	36	ボツワナ	3	セント・ヴィンセント	1
サウジアラビア	133	カメルーン	53	セント・クリストファー・ネイヴィース	1
シリア	40	中央アフリカ	1	トリニダード・トバゴ	10
シンガポール	1 246	チャド	3	米国	18 409
タイ	6 404	コンゴ共和国	3	グレナダ	1
東ティモール	6	コンゴ民主共和国	65	アンティグア・バーブーダ	1
トルコ	486	ベナン	11	<b>南米</b>	<b>8 338</b>
ベトナム	2 806	ジブチ	3	アルゼンチン	335
イエメン	6	エチオピア	93	ボリビア	108
		エリトリア	4	ブラジル	4 471
		ガボン	5	チリ	148
		ガーナ	576	コロンビア	692
<b>ヨーロッパ</b>	<b>24 436</b>	ギニア	135	エクアドル	35
アルバニア	7	ガンビア	11	パラグアイ	92
オーストリア	235	コートジボアール	35	ペルー	2 359
ベルギー	293	ケニア	95	スリナム	5
ブルガリア	148	リベリア	7	ウルグアイ	23
ベラルーシ	97	リビア	9	ベネズエラ	70
クロアチア	29	レソト	45		
チェコ	98	マダガスカル	10	<b>オセアニア</b>	<b>5 227</b>
デンマーク	257	マリ	46	オーストラリア	4 089
エストニア	37	モロッコ	98	フィジー	65
フィンランド	265	マラウイ	4	キリバス	5
フランス	5 019	モーリシャス	22	マーシャル諸島	3
ドイツ	2 631	モザンビーク	4	ミクロネシア	3
ギリシャ	81	ニジェール	1	ニューージーランド	992
ハンガリー	161	ナイジェリア	644	ナウル	1
アイスランド	24	ナミビア	1	パプア・ニューギニア	21
アイルランド	433	ルワンダ	8	パラオ	7
イタリア	1 004	セネガル	86	ソロモン諸島	6
キルギス	36	シエラレオネ	27	トンガ	20
カザフスタン	36	ソマリア	2	バヌアツ	1
リヒテンシュタイン	3	スーダン	35	サモア	14
ルクセンブルク	7	セイシェル	1		
ラトビア	23	タンザニア	49	無国籍・その他	226

注)「無国籍・その他」は、旧国名で報告された人数を含む。

※ セルビアとモンテネグロの合計登録人口

出典：東京都総務局「区市町村、国籍別外国人登録人口(平成19年1月1日現在)」



区市町村別主要10か国外国人登録人口（平成19年1月1日現在）

国・地域	総数	中 国	韓国・ 朝鮮	フィリ ピ ン	米 国	イ ン ド	英 国	タ イ	フ ラ ン ス	ブラ ジ ル	オ ー ス ト リ ア	そ の 他	前年同月 との比較	
													総 数	増 減 数
総数	371 375	126 498	109 824	31 365	18 409	7 581	7 512	6 404	5 019	4 471	4 089	50 203	364 653	6 722
区部	307 741	105 506	92 930	24 120	15 145	6 947	6 649	5 183	4 740	2 730	3 613	40 178	302 086	5 655
千代田区	2 445	689	464	80	238	101	93	21	202	12	47	498	2 346	99
中央区	3 973	1 418	954	114	282	174	132	56	90	17	73	663	3 597	376
港区	20 715	2 499	3 240	1 037	4 660	900	1 590	203	946	306	952	4 382	19 920	795
新宿区	30 337	9 268	13 392	833	702	199	433	643	1 016	166	227	3 458	29 765	572
文京区	6 670	2 308	2 239	212	322	149	104	115	245	46	61	869	6 665	5
台東区	10 493	3 482	4 505	770	175	481	67	165	79	33	45	691	10 329	164
墨田区	8 449	3 383	2 318	1 250	96	77	59	359	26	40	17	824	8 003	446
江東区	16 616	7 270	4 746	1 604	266	522	108	323	68	132	107	1 470	15 437	1 179
品川区	10 824	3 430	2 521	781	608	647	330	137	129	94	165	1 982	10 553	271
目黒区	7 992	1 562	1 581	670	919	230	381	154	196	72	224	2 003	8 162	△ 170
大田区	16 475	5 652	4 000	2 200	584	239	251	348	84	342	118	2 657	16 181	294
世田谷区	14 457	3 277	3 989	914	1 443	400	580	213	308	147	309	2 877	14 475	△ 18
渋谷区	10 980	1 689	1 822	426	2 026	201	993	173	612	148	487	2 403	11 259	△ 279
中野区	10 793	3 936	3 411	467	371	331	218	171	113	71	145	1 559	10 658	135
杉並区	10 684	3 618	3 232	506	655	126	276	167	123	84	150	1 747	10 675	9
豊島区	15 169	8 400	3 246	432	327	117	208	199	164	63	101	1 912	15 306	△ 137
北区	14 007	7 257	3 291	922	142	157	126	129	36	145	60	1 742	13 834	173
荒川区	13 725	4 319	7 465	618	94	73	59	148	37	39	24	849	13 549	176
板橋区	15 367	7 669	3 637	1 444	260	91	167	201	65	158	64	1 611	15 537	△ 170
練馬区	12 361	4 315	4 123	933	460	299	183	263	90	122	76	1 497	12 114	247
足立区	21 547	6 308	8 877	3 666	168	109	84	411	25	270	48	1 581	21 405	142
葛飾区	12 530	4 993	4 198	1 501	137	78	74	209	30	90	37	1 183	12 106	424
江戸川区	21 132	8 764	5 679	2 740	210	1 246	133	375	56	133	76	1 720	20 210	922
市部	62 629	20 861	16 731	6 923	3 202	623	854	1 187	279	1 649	474	9 846	61 559	1 070
八王子市	8 075	3 032	1 910	969	240	46	69	107	30	247	48	1 377	8 069	6
立川市	3 280	1 427	941	310	124	32	21	35	4	113	10	263	3 253	27
武蔵野市	2 389	851	589	91	234	37	92	40	34	22	44	355	2 392	△ 3
三鷹市	3 005	937	770	184	339	22	88	65	43	36	47	474	2 961	44
青梅市	1 478	311	278	372	72	12	11	56	1	102	3	260	1 445	33
府中市	4 199	1 280	1 090	489	287	80	61	87	16	83	26	700	4 211	△ 12
昭島市	2 200	781	750	235	51	8	6	15	3	60	3	288	2 136	64
調布市	3 705	1 186	1 212	327	149	46	49	76	28	31	27	574	3 665	40
町田市	4 938	1 865	1 213	492	284	72	105	94	12	50	40	711	4 476	462
小金井市	2 317	965	422	133	165	31	42	37	23	12	30	457	2 371	△ 54
小平市	4 028	1 045	1 889	244	85	19	30	51	9	168	29	459	4 103	△ 75
日野市	2 374	1 036	512	226	71	39	29	36	7	15	5	398	2 205	169
東村山市	1 766	506	579	274	65	8	24	29	3	9	15	254	1 737	29
国分寺市	1 671	654	476	103	104	8	37	18	15	17	26	213	1 617	54
国立市	1 392	491	401	74	64	21	26	38	2	10	17	248	1 397	△ 5
福生市	2 306	448	415	431	145	8	4	156	2	123	6	568	2 298	8
狛江市	821	273	208	109	52	7	18	19	7	5	6	117	800	21
東大和市	930	180	313	282	32	4	10	23	-	21	9	56	904	26
清瀬市	920	349	188	137	35	1	9	29	3	9	10	150	858	62
東久留米市	1 620	380	321	240	254	41	32	38	6	14	33	261	1 573	47
武蔵村山市	943	252	198	227	30	-	2	18	1	108	-	107	958	△ 15
多摩市	2 056	857	535	240	69	25	22	26	12	20	19	231	2 003	53
稲城市	1 000	380	276	110	30	11	8	17	-	30	7	131	963	37
羽村市	1 771	266	167	273	77	19	2	18	-	268	-	681	1 812	△ 41
あきる野市	622	101	174	71	47	3	2	17	-	38	2	167	605	17
西東京市	2 823	1 008	904	280	97	23	55	42	18	38	12	346	2 747	76
町村部	1 005	131	163	322	62	11	9	34	-	92	2	179	1 008	△ 3
西多摩郡	765	117	73	242	48	11	4	26	-	87	-	157	770	△ 5
瑞穂町	669	103	56	215	30	11	4	25	-	82	-	143	676	△ 7
日の出町	66	11	10	17	8	-	-	1	-	5	-	14	62	4
檜原村	10	-	2	3	5	-	-	-	-	-	-	-	13	△ 3
奥多摩町	20	3	5	7	5	-	-	-	-	-	-	-	19	1
島部	240	14	90	80	14	-	5	8	-	5	2	22	238	2
大島支庁	52	8	11	4	3	-	1	4	-	4	-	17	52	-
三宅支庁	38	-	21	14	2	-	-	-	-	-	-	1	36	2
八丈支庁	134	5	53	61	5	-	2	4	-	-	2	2	135	△ 1
小笠原支庁	16	1	5	1	4	-	2	-	-	1	-	2	15	1

注) 国籍は、平成19年1月1日現在で登録人口の多い10か国とした。

人口規模を考慮し、島部町村については、支庁単位の集計とした。各支庁管内の町村は以下のとおり。

大島支庁：大島町、利島村、新島村、神津島村

八丈支庁：八丈町、青ヶ島村

三宅支庁：三宅村、御蔵島村

小笠原支庁：小笠原村

さんこう  
(参考URL)

ちいき たぶん かきょうせいすいしんぷらん そうむしょう  
地域における多文化共生推進プラン (総務省)

[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/tabunka\\_a\\_4.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/tabunka_a_4.pdf)

せいかつしゃ がいこくじん かん そうごうてきたいおうさく ないかくかんぼう  
「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (内閣官房)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/honbun2.pdf>

ねんご とうきょう とうきょう か とうきょうと  
10年後の東京～東京が変わる (東京都)

[http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/10years\\_after/index.htm](http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/10years_after/index.htm)

とうきょうとこくさいこうりゅういいんかいほーむぺーじ  
東京都国際交流委員会ホームページ

<http://www.tokyo-icc.jp/>

がいこくじんしえんだんたいでーたべーす  
外国人支援団体データベース

[http://www.tokyo-icc.jp/sien\\_dantai/sien\\_dantai\\_search.html](http://www.tokyo-icc.jp/sien_dantai/sien_dantai_search.html)

りびんぐいんぷおめーしょん(日本語)  
リビングインフォメーション(日本語)

<http://www.tokyo-icc.jp/guide/index.html>

りびんぐいんぷおめーしょん(英語)  
リビングインフォメーション(英語)

[http://www.tokyo-icc.jp/guide\\_eng/index.html](http://www.tokyo-icc.jp/guide_eng/index.html)